

## 令和7年度鳥取県地域自立支援協議会第1回就労支援部会（令和7年7月25日）

（眞野係長）皆様、おはようございます。鳥取県障がい福祉課の眞野です。よろしくお願ひします。それでは定刻になりましたので、これより令和7年度鳥取県地域自立支援協議会第1回就労支援部会を開催したいと思います。本日はお忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。それでは開催に当たりまして鳥取県障がい福祉課長の小林より一言御挨拶をさせていただきますと思います。小林課長よろしくお願ひします。

（小林課長）はい。皆さん、おはようございます。オンライン、それから部会長の尾崎さん、それからオブザーバーの中島さんにおかれましては、県庁の会場で御出席をいただいております。本当に暑い中、御参加をいただきましてありがとうございます。今日はあらかじめ予定しております議題としては就労選択支援のこと、それから就労継続支援B型の総量規制のこと、この2点について御審議、意見交換をいただくこととなっております。

いずれも働く障がい者の方、障がいのある方にとって大切なことだというふうに思いますけれども、なかなかその就労選択支援、新しいサービスですけれども、全国的にもどのような形で進めていったらいいかというのが少しもやもやしているところがございます、そのようなところの現状を改めて共有させていただきながら、ちょっとこの場で、今日の会議で何か結論が導きだせるかどうかというのはちょっと自信がないところではあるんですが、できるだけいい方向に持っていきたいなと思います。

あと、就労継続支援B型の総量規制の現状につきましても、特に西部圏域、米子市のほうで課題として上げられているところがございます。選択支援も、あと、就労継続支援B型のこともそうですが、最終的には障がいのある方、障がい者の方が自分の意志を持ってどんな働き方をしたいかということをしっかり考えていただいて、その意向に沿った支援ができるということが最終的な目標だというふうに考えております。そのような目標に沿った形でいろいろな施策が展開できるように現場で頑張っておられる皆様と一緒に議論しながら、この会、進めていけたらなと思いますので、本日は活発な御議論についてよろしくお願ひいたします。以上です。

（眞野係長）ありがとうございました。それでは議事に移る前に資料の確認と注意事項をお伝えさせていただきたいと思います。本日の資料ですけれども、事前にメールにてお送りいたしました資料、資料1が議題1、議題2のほうで資料2と2つ添付をしております。また、参考資料ということで、参考資料1、参考資料2それぞれ添付しております。また、本日の御出席者につきましては、こちらも昨日出席者名簿のほう送らせていただきました。時間の都合上、皆様の御紹介のほうは省略させていただきますけれども、お送りした出席者名簿にて御確認いただきますようによろしくお願ひいたします。

また、本日の会議に当たりましては、事務局より議事について説明をさせていただいた後、意見交換の時間を設けております。意見交換の際にはそれぞれ発言をされる際には挙手をしていただいて事務局より指定がありましたらミュートを外していただいて御発言をいただきますようによろしくお願ひいたします。また、今回オンラインということですので、発言の際には御所属とお名前を言っていただいた後に発言のほうよろしくお願ひいたします。

それでは以降、本日の議事の進行に関しましては就労支援部会の部会長尾崎様より進行をお願いしたいと思いますので、それでは尾崎会長よろしく申し上げます。

(尾崎部会長) はい。おはようございます。東部にあります地域生活支援センターみんなの家という相談支援事業所で相談員をしております尾崎と申します。よろしくお願いいたします。私は普段利用者さんのほうの御相談に乗りながら福祉的就労のほうの御相談とか、利用の調整などもさせていただいて、本日の議題でもある秋から始まる就労選択支援なども利用者さんにとっていいものになるといいなというふうに思いながら情報を集めているところです。

では、議事に移らせていただきますが、本日は12時までになっておりますので時間内には終わりたいと思いますので議事の進行、御協力をよろしく申し上げます。では、本日の議事の1番目で就労選択支援についてというところで説明を、県のほうからよろしく申し上げます。

(眞野係長) はい。鳥取県障がい福祉課の眞野と申します。本日はよろしくお願いいたします。それでは私のほうからは資料1に沿いまして、就労選択支援事業についてということで御説明させていただきたいと思います。就労選択支援事業については一昨年の就労支援部会から昨年度の就労支援部会に引き継ぎまして情報提供であったり、状況報告させていただいているところでございます。ただ、国のほうから正式な詳しい取扱いに關しての通知が出たのが昨年度末ということで、昨年度の就労支援部会ではまだ詳細のところを把握してない状況での御報告となっております。それで、昨年度末に国のほうから詳細な就労選択支援に係る通知が出ましたし、その通知を踏まえて県としても改めて各事業所に対してアンケートのほう取らしていただきまして、実際の就労選択支援の移行であるとか、また、どういったところが就労選択支援、実施するに当たって障害となっているのかということについて調査をさせていただきました。

そういった意味で前回の就労支援部会から国の通知も出ましたし、改めてアンケートを取って実態のほうある程度明らかになってきたかと思っておりますので、本日はそういった点も含め御説明をさせていただきますし、アンケートの結果、やっぱり課題といった点も見えてきました。そういった課題について今回御参加の皆様から御意見いただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

では、資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。まず、1番就労選択支援についての(1)事業概要というところから説明をさせていただきたいと思います。まず、事業概要ポツが3つございまして、最初の2つのポツについては現状の課題について書かせていただいております。就労選択支援ができるに当たってこちらの2つの点で課題があるというところで就労選択支援、創設されたということになります。まず、1つ目、現在、就労系障害福祉サービスを利用する際には利用者の就労能力や適性を客観的に評価し、本人の就労に關する選択や具体的な支援内容を活用する手法が確立されていないということから、適切なサービスにつなげられていない状況があるということがございます。現状として就労継続支援ですね、使いたいということになれば一般的な利用であれば、当然市町村であったり、相談支援事業所のほうに相談に行くということになるかと思ひますし、初めてB型、就労経験のない方で初めてB型を使いたいという方に関しては、いわゆる直Bということで、今は移行支援事業者さんがアセスメントをいただいているという現状がございます。また、A型の利用に当たってはA型の利用の前に暫定支給と

ということで2か月間A型のほうを暫定的に支給を行った上で本支給というような制度が現在もあるところですが、必ずしもこちらのような仕組みを行う中で、アセスメント、実際、その相談を受ける側の能力であったり、資質といったところがやっぱり統一されたものがないというところが現状としてございます。何か資格が必要なわけでもありませんし、統一的な研修を受けなければならないというところが、これまではそういった仕組みがないというところがまず課題の1つ目としてございます。

それで、ポツの2つ目で、一旦就労継続支援のA型またはB型の利用が始まるとなかなかその利用から固定化されてしまってほかの選択肢に移りづらいという現状がでございます。一旦そのA型、B型を利用して実際に使う中で御本人の状況でありますとか、実際その作業を行う上でそういう就労に関する能力みたいなのも当然変化してくるものだと思うんですけれども、やはり今、仕組みとしてそういった経験とかを積まれた方が、例えばほかの一般就労に向かいたいであるとか、B型の方がA型を利用したいとなったときに、そういったところを仕組みとして相談できる制度であったり、機関であるということが現状としてはないと。当然事業所の中でそういった就労移行に関する相談を受けているところもあるかと思うんですけれども、やっぱりそれも事業所ごとに異なってくるということになりますので、統一的な制度として整備されているわけではないということが課題としてございます。

それで、そういった課題を踏まえた上で、今回就労選択支援というものが国で新しく始めるということが決まりました。それで、ポツの3点目ですね、障がい者本人が就労先や働き方についてよりよい選択肢ができるよう就労アセスメントの手法を活用して本人の希望であったり、能力、適性に合った選択を支援する新たな障害福祉サービスとして就労選択支援、こちらが創設されました。それで、この10月から実際にこの就労選択支援が制度として本格的に始まるというところでございます。それで、実際にこの10月から就労選択支援始まるんですけれども、どのような方が対象になるかというところで、こちら(2)対象者のほうの説明に移らせていただきます。

それで、こちら就労選択支援、当然先ほど申し上げました利用者の方がどういった適性があるか、どのような能力があるか、どのような選択が可能なのかというところについて支援をするというのがこちら就労選択支援になります。なので、例えば新しくサービスを使われる方、サービスを使う際に自分がどういったサービスが向いているのか、どのような適性があるのかというところについて、就労選択支援を使うことも可能ですし、実際に就労継続支援B型であったりA型を利用されている方が、例えば更新のタイミングで、就労継続支援を利用する中で、例えばこういったことがもしかしたら新しくできるんじゃないかであったりとか、そういった意味で客観的に御自身の能力を評価していただけるというところでこの就労選択支援でございますので、そういう支給の更新の際といったところでもこちらの就労選択支援利用が可能となっております。

ただ、この就労選択支援必ずそのタイミングで使わなければならないということにはなっておりません。もちろん、希望すれば使えるようにはなっているんですけれども、国からは、まず、この10月からは利用が義務づけられている方というのがポツの2つ目になります。就労継続支援B型の利用を希望する方は、就労選択支援の利用が原則になるということであるんですけれども、下の米印のところですね、50歳に達している方や障害基礎年金1級の受給者、就労経験があつて

年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった方は原則利用というわけではなくて希望に応じて利用ができるということになっております。なので、基本的にはそういった就労の経験がない方、例えば特別支援学校の卒業生の方などが代表的なところかと思っておりますが、そういった就労経験のない方が新しくこういった就労継続支援のB型を使いたいとなったときには、こちらの就労選択支援の利用が原則的、原則として使わなければならないということになっております。

また、ポツの2つ目、もう少し先の話になるんですけども、令和9年の4月からはA型を利用する場合や、移行支援に関しては原則2年間ということになっているかと思いますが、その2年間を超えて利用するとなったときには、こちらの就労選択支援を原則として利用することになっております。なので、就労選択支援の趣旨としては、そういった御本人の選択を支援するという事で、新しく就労継続支援を使う際であったり、更新の際に使っていただくことが想定されているんですけども、段階的に令和7年の10月からは就労Bの就労経験のない方から始まりまして、再来年度、令和9年度の4月からはA型もしくは移行支援の標準期間を超えて利用される方には、原則こちらの就労選択支援を使わなければならないということになっております。

続きまして(3)の就労選択支援のサービスの流れというところの説明に移らせていただきます。就労選択支援の支給決定期間は、原則として1か月となっております。ただ、昨年度西部圏域で、本日御参加の中島所長を中心に国のほうのモデル事業を行いまして、実際に就労選択支援の流れに沿って支援をしていただきました。それで、その中で御意見としてあったのが、なかなかこの1か月の間に、この就労選択支援で想定されている流れを全てやるというところがなかなか期間としてタイトだという御意見を伺っているところでございます。ただ、一応、国のほうの想定としては原則1か月ということですので、本日説明させていただきます流れについては、1か月を想定した中で国のほうの示す就労選択支援の流れについては、大体こういう形でやってくださいねということで説明をさせていただきますので、御承知いただければと思います。

では、(3)の①ですね、就労選択支援を行うに当たって、まずは御本人の状況を把握するために、作業場面等活用した状況把握、いわゆるアセスメントということを実施していただく必要がございます。こちらのほうは基本的には就労選択支援が始まってまず取りかかる作業かと思えます。そして実際に1か月ある中で、前半の大体2週間の中に、こちらのアセスメントをやっていただくということが想定されておりますし、ただ、この2週間という期間の間、毎日、御本人の状況を見るということも可能ではあるんですけども、なかなか現実的には厳しいところがあるかと思えますので、その2週間の中に何日か都合の合う日を見つけて、御本人の状況を実際に行って、把握して見ていただくという作業がまず出てきます。

そして、その次、②他機関連携によるケース会議ということで、そういったアセスメントを踏まえて御本人の特性であったり、スキル、御本人の働く上での課題みたいなところも明らかになってくるかと思えます。そういった状況を踏まえて、関係機関ですね、御本人やその家族はもちろんですし、実際に支給決定を行う相談支援の事業者、または一般就労ということになればハローワークというところも関係機関として出てくるでしょうし、場合によっては特別支援学校の生徒さんでしたら、特別支援学校というところも、こちらの関係機関に含まれてくるかと思えます。

ここは御本人の状況や御希望に沿って関係機関というところは柔軟に設定していく必要があるんだろうなというふうに感じております。そして、そういった関係機関でケース会議を行うのと並行して、1か月の間、前半部分でアセスメントを行って、後半の2週間で関係機関の連絡会議を行うと。そして、そのアセスメントと関係機関の連絡会議を行うのと並行して、アセスメントシートの作成ということで、実際に前半部分でアセスメントをしていただいた状況とか、その取りまとめみたいなのところをアセスメントシートにまとめていただきます。

そして、このアセスメントシートを基に関係機関の連絡会議であったり、その後の実際の就労に結ぶところ、行き先ですね、御本人の行き先にも、このアセスメントシートは共有されて、そういった御本人の特性であったり、課題、就労に関する意見みたいなのところを共有していただくということですし、④事業者との連絡調整ということで、①～③の結果を踏まえて、すみません。ちょっとここ書き方が少し悪かったですけども、就労選択支援終了後につながる事業者を本人が、あくまで就労選択支援後の進路というのは御本人の希望というところが第一になりますので、就労選択支援が決めるわけではなくて本人が決定した、終了後の進路ですね、そういったものをあくまで就労選択はその選択を支援するというところでございます。それで、それを踏まえてアセスメントシートの共有を行って実際に働かれる際にスムーズに、そういった御本人の状況を共有するということが必要になってくるというところでございます。以上が就労選択支援の概要ということで、昨年度末に国のほうから通知がありました内容を踏まえて説明をさせていただきました。

続きまして鳥取県就労選択支援のモデル事業ということで、昨年度、西部圏域のほうで就労選択支援のモデル事業実施をしていただきました。それで、その実施内容を踏まえて、今年度からは東部、中部の事業所の方にも範囲を広げてモデル事業ということで、試行的に事業のほうを実施しております。下のほうモデル事業の参加事業数というところで表のほうをつけております。西部のほうは6事業所ということで基本的には昨年度モデル事業を実施していただいた事業者さんに御参加いただいておりますし、東部、中部からも1事業者ずつモデル事業のほう御参加いただいております。それで実際に、このモデル事業をやっていただく中で、就労選択支援、アセスメントは当然ですし、その後の関係機関の連携会議といったところも実際に今、動いて実施をしていただいているところでございます。

なかなか就労選択支援が本格的に始まってない中、この就労選択を行う上で、こういった課題があるのか、みたいなのところは実際にやってみないと分からないところもありますので、こういったモデル事業をやっていただいた中で、例えば、なかなか、先ほど申し上げたような1か月じゃなかなか難しいよというようなこともですし、実際その関係機関の連携会議行うに当たって、連絡調整がなかなか難しいみたいなのところの課題というところも明らかになりました。こういったモデル事業の課題みたいなのところも10月の開始までに共有をさせていただいて、10月から実際に本格的に正式に始まる前に、こういった課題も共有させていただいて、10月以降の就労選択支援、円滑な実施について備えたいというふう考えております。

続きまして就労選択支援の実施意向調査アンケートということで説明をさせていただきたいと思っております。昨年度も同じようなアンケートを取らせていただきまして、そちらに内容について説

明をさせていただきました。ただ、まだ昨年度時点では就労選択支援の詳細なところが、まだ判明してない状況でしたので、実際に就労選択支援を始める意向があるかどうかみたいなところも事業者さんにお聞きしていたんですけども、まだ制度の概要が分からない中、なかなか回答が難しいというような御意見もいただいております。

それで昨年度末に、国から詳しい正式な通知が出たというところ踏まえて、今年度、各事業者のほうにアンケートを取らせていただいて、実際に各事業所の意向であったり、どういったところが課題なのかというところについてアンケートを取らせていただきました。昨年度の段階よりは皆様、この就労選択支援の全容というところがある程度見えてきたのかなというところもございますので、少し昨年度よりかは実態に近いアンケートが取れたのではないかなというふうに思っております。それで詳細のアンケートの結果につきましては資料の1-2ということで、お手元、ページのほう方5ページになるんですが、そちらに添付をしております。

それで簡単に概要について説明をさせていただきますと、今回、実際に事業所178の事業所にアンケートのほう依頼をしまして、大体7割124の事業者様から回答をいただきました。それで、ポツの3つ目ですね、その中で特に注目すべき点というところで、実際に今年の10月から就労選択支援始める意向はありますかと、実際に始めるに当たって、実施主体の要件、就労選択を始めるに当たって要件がございます。過去3年以内に3人以上一般就労に移った人がいないと、この就労選択支援できないというのを国のほうの通知で定められております。そちらも国の実施主体の要件を満たしているかどうかというところについてお聞きをしました。それで、先ほど申し上げました過去3年で3人以上一般就労に移ったこの実施主体を満たしていて、なお、実施意向があるという回答をいただいた事業者が4事業者という結果になりました。それで実施主体の要件、過去3年に3人以上一般就労を条件として満たしていないけれども、もし、その要件を満たせば実施する意向があるというふうにお答えいただいた事業所が10事業所という結果になっております。

それで、少しアンケートの詳しい説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料1-2を御覧いただけますでしょうか。それで、問の2ですね、就労選択支援事業の参入意向はありますかということで、先ほど申し上げました、実施主体の要件を満たして就労選択支援事業の参入意向があるという事業所が4事業所で、隣の圏域内訳のところ、各圏域の回答者の内訳を記載をしております。4事業者のうち、東部は2事業所、西部は2事業所ということで、東部、西部、それぞれ2事業所で、中部のほうは事業所がないという結果になっております。また、要件を満たしているけれども、就労選択支援のほうは実施しないと回答いただいた事業者様もいらっしゃいました。その事業者が4事業所で、やはり就労選択支援をやらないという理由の大きなところとしては、体制面、人員の問題ですね。実際にA型とかB型、もしくは移行支援といった事業やられている上で、新しくこちらの就労選択支援をやるとなると、当然新しい人の配置というところが必要になってきます。また、そういった人繰りの問題が厳しいというような御意見もありましたし、経営上の問題、実際にこの就労選択支援を行うに当たって、人1人配置するわけなんで、当然費用も出てくるんですけども、その就労選択を行って報酬等でそういったところが賄えるのかどうなのかというところが懸念点として、御意見としていただいております。

続きまして問の3番、先ほど、要件を満たして事業実施意向があるとお答えいただいた事業者様の中で、実際にいつから始めますかというところで回答をいただいております。それで、この10月から、制度の開始から始めたいという事業者が東部で1事業所、西部で2事業所ということで回答いただきました。それで事業所、実施主体の要件は満たしているんですけども、準備の都合上10月からではなくて7年度中の開始を目標に準備を進めると御回答いただいたところが東部の事業所様、1事業所ということになっております。それで、問の4のところでも今、実施主体の要件を満たしていないけれども、今後要件を満たせば参入したいという事業者が9事業所ということで東部のほうが6事業所、西部のほうが3事業所というところで、また、こちら中部のほうもそういった意向がある事業者さんが今回のアンケートの中ではいらっしゃらなかったという結果になりました。

それで、同じ設問の中で要件を満たしたとしても就労選択支援はやらないという御回答であったり、検討中、まだちょっと分からないという回答をいただいた事業所の方がいらっしゃいます。それで、その理由ですね、参入しないというような理由はこういったことですかということでお聞きしたのが下のQの5のところでございます。やはりこちらも先ほど申し上げました、実際に就労選択支援を行うに当たって人繰りの面で厳しいというような御意見でありましたり、経営面の問題ですね、そういったところの御懸念というところで御意見として伺っております。また、検討中と回答いただいた中には、やはりまだ実際に制度が始まっていない中で実際の運用面のところがよく分からないという御意見もありましたし、まだまだその制度自体がよく分からないというような率直な御意見もございました。そういったところもあった上で最後、問の6ですね、その他いろいろ就労選択に関して御意見いただいております。

ポツの1つ目、先ほど申し上げた実際に国とか通知が出まして、概要については皆様にお知らせのできる状況にはなったんですけども、やはりその実際の制度が始まらないとその制度を運用するに当たっての状況というところがなかなか分かりづらいというところもございますし、ポツの2つ目、人員配置が難しいという中で、特に、実際にA型とかB型の事業所をやられている方につきましては、そういった事業をやりながら就労選択をやるとなるとアウトリーチ型、訪問型、訪問してアセスメントを行うということになると、事業所の人ややっぱり1人外に出してしまうという状況になってしまいますので、やっぱりそういった意味で人繰りが難しいという御意見がございました。それで、ポツの3つ目ですね、就労選択支援のニーズが不明だという御意見もありました。対象者のところで希望があればこちら、就労選択支援使えるということで御説明をさせていただきましたが、実際に希望される方がどれだけいるのかというところはなかなか実態として把握してないところがございますし、原則として利用しなければならない直Bの方々のところはある程度の御利用の予想はつきませんが、それ以外のところはなかなか始まってみないと分からないというところがあって、そのニーズがなかなか実態として分からない中、事業に向かうというところが難しいといった御意見もございました。

それで、最後、県内での研修を希望というところでちょっと説明が足りないんですけども、実際に就労選択支援を事業として行う際に、就労選択に関わっていただく職員の方には国のほうの就労選択支援員の養成研修を受けていただく必要がございます。それで、こちらのほう、国の

研修でメインはオンラインでの研修なんですけれども、実地研修ということで東京都心、新宿でしたかね、のほうに行って研修を受けていただく必要がございます。なかなか皆様お忙しい中、そういった研修が負担になるというような御意見かというふうに思っております。

以上、アンケートの詳しい内容を説明させていただきました。それでは資料1-1にもう一度戻っていただけますでしょうか。それで、そういったアンケートも踏まえまして、お手元、振り番号のある方4ページの4番、就労選択支援の実施主体について説明をさせていただきます。就労選択支援の事業の実施主体の要件ということで、先ほどもアンケートの中で少し説明をさせていただきました。厚生労働省の省令で就労選択支援の実施主体の要件を定めております。具体的には括弧の中です。実施主体は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所において合計3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものということで定められております。それで、先ほどアンケートの中でこの要件を満たした上で就労選択支援実施する意向があると答えた事業所が4者、それぞれ東部で2者、西部で2者という結果になりました。

それで、このような結果を踏まえた上で5番、今後の課題というところで3点御説明させていただきたいと思っておりますし、こちらの点についてこの後、意見交換の中で皆様から御意見を伺いたいというふうに思っております。それで、まず1点目です。現時点で就労選択支援を実施する意向のある事業所は、繰り返しになります、4者ということで東部2者、西部2者となっております。特に中部圏域において就労選択支援を実施する意向があると御回答いただいた事業所が現時点では存在していないという状況でございます。今後このアンケート結果を踏まえて、中部はもちろんなんですけれども、東部や西部、今2事業所ずつ意向があるということで御回答いただいているんですが、実際にその数で足りるのかどうなのか、中部がないという、実施する意向がないという状況でございますけれども、そういった状況について、今後中部のほう、そういう事業所が必要なかどうかというところについて御意見をいただきたいと思っております。

実際に中部圏域、現時点で実施意向のある事業所さんがないんですけれども、10月以降、就労選択支援事業所がないので、例えば原則として利用することとなっているB型の、直Bの方ですね、そういった方が、就労選択支援事業所がないと直B使えなくなるのかというところというわけではなくて、もし地域に就労選択支援事業所がない場合には、今までどおりの就労移行支援事業所によるアセスメントを得ていれば、B型の利用は可能ということで、国のほうから取扱いは示されています。ただ、そういった中でも就労選択支援、実際に専門的な研修を受けていただいた方がアセスメントをしていただきますし、更新のタイミング等で就労選択支援を利用する機会というところがございますので、状況踏まえて各圏域としてこの状況どうしていくのかというところについて御意見をいただきたいというふうに思っております。

そして、それに付随する話としてポツの2つ目、先ほど申し上げた国のほうの実施主体の要件というところがあるんですけれども、併せて、国のほう、厚生労働省の省令においては、地域の実情に応じて就労選択支援事業所を確保するため、「これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者」についても、実施主体として認めることができるというふうに定められております。先ほど申し上げた過去3年に3人以上が一般就労に移

ったに加えて、都道府県知事が認める要件というところも定めることが可能となっております。各圏域で事業所が足りるのか足りないのか、必要なかどうなのかという議論を踏まえた上で、実施主体の要件としてどういったところが必要となってくるのかといったところについても皆様から御意見いただきたいというふうに思っております。

最後になります。ポツの3つ目ですね、国の実施主体を満たしているが、就労選択支援の実施を検討中としている事業者はアンケートの結果9者でした。今後実施主体の要件を満たした場合の就労選択支援の実施を検討中としている事業者は48の事業者の方々ということでアンケートいただいております。それで、やはりその就労選択支援、検討中であつたり、検討中としている方の中には国とかいろいろ通知は出ているんですけども、まだまだその就労選択支援、どういった内容かよく分からないという御意見がやはり多かったです。また、人員の確保や経営の影響が不透明というような御意見も多くありました。実際に人員のところについても例えば就労選択を行うに当たって専任の職員を1人必ず配置しなければならないというわけではなく、例えばほかの業務との兼務も可能ということで国から示されております。そういったもうちょっと細かい内容ですね、そういったところについて周知がうまくいってないのかなというところもありますので、10月、もう開始まで時間は僅かなんですけども、残された期間、こういった制度の周知についても改めてやっていきたいというふうに思っております。

私からの説明は以上となりますが、皆様、今回私の説明を踏まえて、先ほどの課題の中で申し上げました各圏域の事業者の状況について御意見をいただきたいと思ひますし、今回説明全般を通じて就労選択支援について、御質問であつたり、御意見ありましたらぜひいただきたいと思ひますので、活発な意見交換のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。私からの説明は以上になります。ありがとうございます。

(尾崎部会長) ありがとうございます。今、御説明いただきました内容で概要やアンケートのことなどで御質問等がございましたらぜひお願ひします。乾さんお願ひします。

(乾委員) はい。鳥取県自閉症協会の乾です。当事者の家族ですので当事者の立場から言いますと、もう学校卒業して長いので、今その学校の生徒さんたちがその直Bに向かう人が何人いるかとか、ある程度の人数がいてそれが間に合うのか、このたびの10月から。その辺りの数字が全く分からないので、ちょっと考えられないというか。一般でも今までどおり利用していいということなので、ちょっとほっとしたんですけど、これが原則だからといって待機があつたりとか、いや、自分はできないよとかということになるとちょっと当事者さんは焦るのかなと思ひますので、当事者さんが不安にならないような形で動いていってほしいと思ひます。

(眞野係長) はい。では、事務局から回答させていただきます。年度によってやはり生徒さんの数がやっぱり上下しますので、若干数のほうは変わってくるんですけども、ここ数年の特別支援学校の生徒さん、卒業されてB型を利用される人数ですね、大体30人前後の数かと把握をしております。この数が急に倍になったり、例えば半分になったりということは恐らくないんじゃないかなと思ひますので、ひとまずここ数年の数としては大体30前後の数にはなるんじゃないかなというふうに思ひますし、先ほど乾様のほうからもお話があつたとおり、例えば学校を卒業されて、例えばひきこもりになられたような、就労経験がない方いらっしゃると思ひ

ます。それで、そういった方も今回のこの就労選択支援の対象とはなってくるんですけども、その数としてはやはり特別支援学校の対象者の方ほどではないのかなというふうに思っております。

それで、そういった数を踏まえた上で足りるのか足りないのか、みたいな話ですね。その就労選択支援がない場合は今までどおりの移行支援事業所で対応していただけるので、何かその就労選択支援がないからサービスを受けられないというような事態はありません。ただ、その就労選択支援を希望される方ですね、そういった方がちょっとどれだけいるのかというところは始まって見ないと分からないところではあるんですけども、あと、サービスを新しくBに限らずAとか、移行とか使われる際にこの就労選択支援というのは利用は可能ですし、更新のときにも利用が可能となってきますので、そういったところでこの就労選択支援というところがないとやはりできないところがありますので、ちょっとそういった状況踏まえて御検討というか、御意見いただけたらありがたいです。事務局からは以上でございます。

(乾委員) ありがとうございます。当事者さんがやっぱり一番不安にならないようにということで、いっぺんに皆さん事業者ができるというのは考えられないでしょうから、先ほど今後の課題と言われたような形になるのかなとは思いますが、知るにつれ、やっぱり就労選択支援ってやっぱり必要だよ、今まで私たちもそれ希望して何か訴えてきたよね、という部分なので、やっぱりなるべくという、事業さんにアセスメントしてもらいたいと思うので、早く整えていってもらいたいと思います。以上です。

(尾崎部会長) はい、ありがとうございます。そのほか御質問ございますでしょうか。

(小林課長) すみません。ちょっとカメラに出てなくて申し訳ないんですが、障がい福祉課の小林でございます。今の自閉症協会の乾さんから意見というか、御質問に対しての補足の確認です。私が事務局なのにこんなことを質問して申し訳ないんですけども、結局10月1日、このまま事業所がないまま始まったとして、結局支障があるのかどうかみたいなのところについて、事務局から何か補足があれば、確かに乾さんがこのままだとどうなるのかなみたいなことをちょっと今言われていたような気がしたものですから、ちょっとその確認です。

(眞野係長) では事務局から回答させていただきます。実際に、10月1日に就労選択支援の事業所はなかった場合、どのような支障があるかということですよ。

実際就労選択支援事業所がない場合であっても、例えば、直Bの生徒さんがですね、実際に就労選択支援を原則として10月から利用するということになるんですけども、就労選択支援がない場合であっても、既存の、従来であれば、就労移行支援事業者によるアセスメントを経た上でB型の利用ということになったかと思います。就労選択支援事業所がない場合は、今までのやり方で、就労移行支援事業者のアセスメントを受けた上で、就労Bを使うということが可能ですので、何か10月以降、就労選択支援事業所がないからB型が使えないというようなことにはなりませんので、それについては安心いただければというふうに思います。

(中島オブザーバー) あしすとの中島です。今日は県庁の方に来させていただいています。今の、実際どうなるのかみたいなのところなんですけども、今年度の直Bの生徒さんについては、それぞれ東部中部西部で調整会議のようなものが開かれておりまして、一応、今年度の該当の方

については、この9月までの間に直Bのアセスメントを終えるという方向で動いてるようです。西部もそろそろ終わりそうなところまで来てるので、今年度についてはそんな感じです。心配されるように、そういう対応がなければ当事者の方に、何かこう、しわが寄ってしまうということもわかるんですけども、やはり新しい仕組みができるということなので、なるべくその仕組みで対応していけるように、ちょっと積み上げていかないといけないかなというふうに思っています。いわゆる今年度の直B対象者の方というところは、一応、真っ先に解決の方法を考えて動いているところです。来年度以降というかまたそのあたりで、もう1回、何か工夫しないといけないかもしれないけれど、ただ、どうにもならなかったら眞野さんが言われたような方法があるというところで、理解していただけたらと思います。

**(小林課長)** すいません中島所長に報告をいただきましてありがとうございます。

事務局の眞野係長が説明したように、基本的には、最悪何とかならないことはあるとは言いながらもですね、中島所長がご指摘されたように、せっかく新しい仕組みができたので、できるだけそこを活用いただくような方法も視野にですね、少しとはいいいながらも東部中部西部それぞれの地域で事情の異なるかなと思いますので、その中にひょっとしたら、まだら模様で始まったりとかですね、そういうふうなこともあるかもしれないなというふうに、県としては考えてるところでございます。ご意見等いただきましてありがとうございます。

**(今西委員)** 倉吉にあります障害者生活支援センターはっぴいというところで、一般相談と計画相談をさせてもらってます今西です。就労選択支援のご説明はとてもよくわかって、なるほどと思いました。ただ、その中で、中部の事業所が今のところないというのがあって、これはちょっと大変なんじゃないかなというふうに、危機感を感じながら今思っているところです。先ほど中島さんが言われたように、直Bのアセスに関しては、2年生の夏休みに行くということで、中部の中でも、もうこの夏休み中に調整ができたというところなので、そこは大丈夫なんですけど、来年度に向けて、また今後、直Bっていうところがある可能性が出てくるであろうし、どうしていくのかなというところがすごく気になるところです。

先ほどのなかに、モデル事業の参加のところでは中部も1つあるのだけれども、検討中の中にそこが入っているのかどうなのか不明ですけど、どんなふうに進めていくべきものなのかというところがすごく中部に住みながら、中部の障がいのある方の権利をどう守っていくのかというところで気になったところです。

あともう1つ、3年の間に、一般就労へ移行する必要があるっていうかそういった事業所が対象になるということで、そこがなくても都道府県知事の認める事業所というところで経験と実績というのか、何を根拠にこういうふうにするものなのかなというところがもし分かれば、教えていただきたいです。

**(眞野係長)** ありがとうございます。まず、中部の方のモデル事業の実施事業者さん、1事業所ですね、こちらのほうも、まだ実際に就労選択支援を行うというところまでは決定はされていないんですけども、今検討中というところで、実際にするとなったときに、十分な準備をしたいというところでモデル事業の方、参加していただいております。

それで、今後、中部に現状として事業所がないというところで、どうやって検討していくかと

というようなお話もいただきました。圏域の方でいろいろその自立支援協議会等、お話する機会等があると思います。ぜひ、そういったところに我々県の方も伺いさせていただいて、ちょっとどういうふうにさせてもらったらいいかというところについて、ご相談をさせていただきたいと思っております。

なので、なかなか、圏域も1つの事業者であったり、市町村だけということにはならないかと思しますので、やはりそういった皆さんが集まる場でお話をさせていただきたいというふうに思っていますし、お話していただく際には、県の方も入らせていただいて、そういった議論をさせていただければというふうに思っております。

都道府県知事の、認める事業者の要件ですね、おっしゃる通り、事業者の要件、国の方から例示として、過去10年間に期間を広げて、そのうち連続する3年間で、3人以上の一般就労の人がいれば、実施主体の要件を認めるというのが、知事が認める事業者の例として挙げられています。なので、例えばこういったものが候補として挙がってくるんでしょうし、それ以外にも、各圏域の状況とか、都道府県の状況に応じて、この知事が認める事業者の要件というのは定めることができるかと思っております。

先ほど申しあげました自立支援協議会、そういった場でも、例えば、こういったところについてもご意見をいただいて、多分その事業所ごとによって、この一般就労の状況っていうのも違ってくると思いますし、特に鳥取県、なかなか一般就労に実績として数が少ないという状況もありますので、都道府県知事が認める事業者というところについては議論をさせていただきたいなというふうに思います。事務局からは以上です。

(中島オブザーバー) ちょっと補足ですけども、さっききちつと言わなかったのが、わかりにくいんですけど。県の就労選択支援の事業で少しお手伝いがいるなあと思って、アセスメントの方の団体を1つ作らせてもらって、そちらのほうを中心に、今の準備を進めてるところとか横からお手伝いをさせていただいてるところです。

それでアンケートの結果はそのままだと思うんですけども、実際今言いましたようなアセスメントの団体に入っていて、研修を積んでいただくというようなことを今やっております、その数で言いますと、東部に4法人ぐらいそういうことに加わってくださってるところがあるのと、中部に2ないし3法人で取り組んでみようと思ってるという、決めたわけではないんですけどもそういう意思のある法人さんがいらっしゃいます。それから西部では4法人さんいらっしゃいます。そういう感じで、準備を少しずつ進めているところなんですけども。

さっき眞野さんがおっしゃったように国が定める指定基準みたいなものだと、どうしてもちょっと鳥取県引っかからないところがあるので、そういうところで若干規制を緩めるような、そういう議論をしていかないといけないんじゃないかというようなことを話しているところです。

ただ緩めるということはそれなりに国が期待するものと少しずれてきますので、簡単に緩めるわけかないということで、そこの基準の決め方が難しいんですけども、とりあえずそれが決まってないからなかなか手も挙げにくい状況が起きていて、他の地域では、もうそこら辺の指定基準なんかをきちんと決めてしまって、もうそれに手を挙げるところはいつまでにお願ひしますみたいな、そういうやり方で進めてるところもあるので、決して鳥取県は早い方ではないなとい

うふうに思っております。

そういう意味で、まだらな進め方になってしまってるということのご説明が必要かなというふうに思いました。

(乾委員) まずは1つ、このアセスメントをするのに、中島さん、そういった団体で勉強しているって話だったんですけど、眞野さんご説明の中で、国の養成研修を受けていただかないといけないみたいなどころもあったような気がして。そうするとそこをしていないときちっとできないものなのか。じゃあ、それって多分日にち等々決まっていると思うので、どんな形でそこに行くような流れがあるのか。もしわかれば教えていただきたいです。

(眞野係長) それでは事務局から説明をさせていただきます。原則として、国の方の養成研修を受けてくださいということで、国の方からは通知をされております。これが、この6月から大体毎月研修の方やっております、大体1回の研修で80名から100名程度の参加者を募集というか、これも全国なので、結構多くの人数が参加されてるということでお聞きをしております。

それで、こちらの国の研修が毎月、年度末まで大体やってるところが1つ。それで、実際になかなかご事情によって、その国のほうの研修が難しいという方もいらっしゃると思います。それで、国の方の例外規定、特例経過措置と言うことで、例えば国のほうの研修を受けられないような方については、県内で行われてる、J E E Dさん主催の基礎的研修というものがあるんですけれども、例えばその基礎的研修というのを受けていただいたら、当面の間は国の方の研修を受けなくても就労選択の支援員として活動ができるというふうな取り決めになっております。

ただ、こちらの基礎的研修の経過措置ですね、J E E Dさんの研修を受ければずっとそれで就労選択支援員としてやっていけるというわけではなくて、確か令和9年度末までだったかと思えます。それまでにJ E E Dさんの研修を受けて就労選択支援で働いていても、それまでに国の方の研修を受けなければ、それ以降は就労選択支援として活動できませんよというふうになってますので、いずれにせよ、どこかのタイミングで、国の方の研修は受けないといけないというふうになっております。現状としては、研修に関しては以上のような状況ですので、よろしくお願ひします。

(乾委員) ありがとうございます。

(中島オブザーバー) 補足します。基本的には今おっしゃった通りだと思いますが、実はこのアンケートの中でも皆さん要件さえ満たしていればやりたいとか、やるとかというような方も複事業所あるかと思えますけども、就労アセスメントというんですよね、障がいの方の職業準備性なんかを1回調べるような、検査するようなそういうアセスメントになるんですけども、実際にそういうことを県内でこれまでやってこられた団体ってほとんどないですよ。だから、そういう意味で要件さえそろっていたらやりますというのは、例えばその要件が国の研修を受講していないといけないという要件であればやりますよっていうような意思表示だと思うんですよ。

だけど、実際にアセスメントしようと思ったら、もっともっと知識や技術がいるんですよ。やっぱりそこを勉強してもらわないと、就労選択支援員としては物足りないというふうになってしまいます。だから、皆さんがおっしゃっていただいているように、そういう仕組みができたことによって障がいの方たちの力を1つ1つ確認しながら支援していくっていう形が整っていくいい

話だと思っているんですけども、だけど、実際それを見極めることのできる支援員がそんなにたくさんいるわけではないということで、国研修受けるというのはただの免許をもらうだけの話であって、そこから先、事業者、運転できるようになるまでには相当時間がかかるんですよ。だから、そういうイメージで言わせてもらおうとやっぱり実践的な研修、県内でそういう実践的な研修を積みながらこの事業に携わっていただくという仕組みをつくらないと絵に描いた餅になってしまうんじゃないかなというところを危惧していて、そういう意味でお手伝いさせてもらっているということです。ちょっとそちらの県独自の研修のほうもまだまだぼちぼち始まったところですので、今年度、できれば来年度ぐらいも続けていかないといけないかなというふうに思っているところですよ。はい。以上です。

(尾崎部会長) ありがとうございます。そのほか御質問だったり、今のお話で質疑応答聞いていて何か、中での御意見だったりございますでしょうか。大森さんお願いします。

(大森オブザーバー) 米子にありますもみの木福祉会の大森です。よろしく申し上げます。最初のこの選択支援が創設された理由というか、課題があつてというところ話があつたと思うんですけど、やはり同じA型を希望するとか、同じB型を希望するであっても、やっぱり本人の希望だけではなくて、本人の得意なところであつたり、課題のあるところであつたり、そういったところを見極めてその希望が本当に本人にマッチしているのかということを探っていくって、ミスマッチが起きないようにB型を使うにしてもいろんなB型があるので、自分に合ったところが使えるようにという意味もあつてのこの事業だと思うんです。

なので、やっぱり今の直Bアセスを見ていると、この事業所に行くためにアセスメントをしますみたいなのところがあるので、そうではなくて、いろんな可能性を含めてその中で、じゃあ、自分はこの仕事が合っているのも同じBでもこっちのBに行こうか、そういった選択が広がるようなことになっていかないといけない、意味がないと思うので、やっぱりその辺はしっかりとアセスメントの能力というのはある程度県内で統一したものがないといけないのかなというふうに思うので、その辺は国の定める研修だけではなくて、そういったものは必要なんじゃないかというふうに思っております。ちょっと感想になります。以上です。

(尾崎部会長) ありがとうございます。どうぞ。

(小林課長) すみません。ちょっと画面出ておりませんが、障がい福祉課小林でございます。先ほどの中島さんとそれから大森さんの意見を踏まえまして、就労選択の指定を受けるために、国の研修を受けなければならないということは、それはそれで制度としてはあるけれども、本来はそうではなくて、引き続き研修を受けた後も自己研鑽、県の中で独自に自己研鑽、勉強を進めて本当にアセスの能力を高めて、そうしないと実際の障がいのある方の支援ですね、選択支援を実効あるものにするためにはそこを引き続き勉強していくことが必要だと、そういう理解でよろしいですね。中島さんから何かコメントがあれば。

(中島オブザーバー) はい。そのとおりです。

(小林課長) ありがとうございます。

(尾崎部会長) ほかの意見を聞きながらなんですが、都道府県知事が認める事業者というところは、今日結論というよりは今後ということですよ。

(眞野係長) すみません。事務局からですけれども、最初申し上げました各圏域の状況に応じたお話みたいところは、今西さんからもお話がありました圏域の御意見を聞くことが必要かと思っておりますので、それぞれの自立支援協議会になるのか、何かほかの集まりになるのか、ちょっと皆さんの意見を聞いていきたいというふうに思っておりますし、その中で都道府県知事が認める事業所の要件というところについても、どういったところが必要なかというところについても、なかなか各圏域事情が違う中で、統一的な議論というところは難しいので、圏域ごとにちょっとそういったお話を聞いていきたいなというふうに思っております。

なので、就労支援部会を改めてまた開催をさせていただいて、ちょっと各圏域の状況踏まえた上でまた御報告する機会、御意見いただく機会、設けさせてもらえたらなというふうに思っております。ありがとうございます。

(尾崎部会長) ありがとうございます。

(中島オブザーザー) 9月に間に合いますか。

(眞野係長) 何とか。すみません。

(小林課長) 何かスケジュール感があればざっと今、予測で。

(眞野係長) 各圏域の御意見をお聞きした上で、改めて10月からこの就労選択支援は始まりますので、それまでにもう1回、就労支援部会のほう開催をさせていただきたいと思っておりますので、皆さんちょっと期間が短い間ですけども、日程調整等させていただきたいと思っておりますので、そちらでお話させていただければというふうに思っております。

(小林課長) すみません。また、横から、障がい福祉課小林でございます。今、係長の眞野の話のちょっと延長線上、補足なんですけど、今いろいろ中島さんからお話をいただいているとおり、西部のほうは先ほど御意見もあったもみの木の大森さんなんかも含めて割と西部圏域は取組が進んでいるということで、かなり認識が共有できている、深まっているのかなと思うんですが、この就労選択支援のことにしまして、中部の今西さんからの話はあったんですけども、東部と中部の圏域の自立協での議論の状況といいますか、そのようなところ現状どうなのかだけ、今西さんとあと、今日は鳥取市の足立さんもちょっと御出席されているので、言える範囲でごく簡単にだけちょっとお話を頂戴したいと思うんですが、ちょっといきなり無茶振りで申し訳ないんですが、じゃあ、ちょっと鳥取市の足立さんからお願いできると助かります。よろしく願います。

(足立委員) 鳥取市の足立です。すみません。鳥取市のほうの部会では就労支援事業に関しては特に目立ったというか、特に何か決めるような議論に至ってないです。とりあえず課題としては上がっていますけれども、とりあえず今まで、要は就労Bを使い始める子が困らないようにということは今、念頭に置いていて、そこに対して既存のスキームの中で動けるというふうなことが、今分かっていますので、とりあえずそういったところで動いていこうかなというところを今、話し合っているところです。以上です。

(今西委員) はい。では、中部の状況を今西のほうから、中部の自立支援協議会1市4町の中部圏域というのがあるんですけども、その中で就労移行支援部会というのもあります。そこで、この選択事業について検討しようという話をしていますが、まだまだそれこそ実態が分かってな

かったという状況があるので、まずは勉強会開きましょうという話をしています。先ほど、眞野さんのほうがぜひ呼んでくださいと言われていたように、県にお願いをして調整をしようと思分動いていると思うので、前段で運営会議、市町村の人が話をまずはしっかりと読み解くってするのか、B型だったりとか、そこも全部含めて勉強会とか研修会をするのか、そこはまだまだ具体的には決まっていますが、調整する事務局があるので、そこが中心になってやっているという状況があります。以上です。

（小林課長）はい。県庁障がい福祉課小林です。鳥取市さんとそれから今西さんありがとうございました。また、担当のほうからそれぞれ圏域の自立協といろいろな意見調整、意見交換させていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

（中島オブザーバー）補足ばかりですみません。中島です。今、各圏域ごとの事情を勘案しながら進めていくという話はあったんですけど、それはそれで大事なことだと思うんですけども、私このたび国のモデル事業を委託を受けてやったときに、国の専門官とよく話はしたんですけども、いわゆる1つの地域の中でアセスメントができるようになったらそれで終わりにしないでくださいという話はあったんですよね、だから、やるのであれば、県単位ぐらいでアセスメントを動かしてほしいというような、そういう話もあって、これまで割と西部ということで自分たちのできる範囲、目の届く範囲みたいなところでやっていたアセスメントの取組だったんですけども、このたび国のモデル事業をやったことを機に、全県の中で起きている格差というか、意識の違いみたいなのを、やっぱり埋めていかないと駄目なんだなということをすごく痛切に感じております。

今回研修をさせていただいているということをちょっと言いましたけども、中部の方にも、今、研修を受けていただいていますし、それから、東部の方にも受けていただいているんですよ。それで、そこでいろんな意見交換をするんですけど、アセスメントは何なのかみたいな話はもちろんするんですけど、その中で実態として東部どうなっていますかとか、中部どうですかみたいなことを話をしてみると、やっぱりすごい格差があるんですよね。それで、上手な人がいる下手な人がいるとか、そういう意味ではなくて、やっぱりアセスメントの必要性というか、それに対する認識が随分違っているということが分かってきたというか、改めて確認できたというか、そういう状態なんですよ。だから、アセスメントが地域、東部で受けても、中部で受けても、西部で受けても同じような結果が出るような、そういうアセスメントをやっていないといけないというふうに思っていて、この地域の事情というところとちょっとずれた話かもしれませんが、そろえられるところは極力そろえていきたいというふうに思って、今、取り組んでいるところです。

例えばアセスメントというと、いろんなアセスメントのツールがあるんですよね。就労アセスメントに関してもJ E E Dが作っているシートもありますし、それからBWAP 2というようなアメリカで開発されたようなシートもありますし、それから私たちがこれまでずっと使ってきた鳥取版のシートというのもあるんですけども、そういったものの、どれを使うのがいいのかということではなくて、どれを使っても最終的な、出てくる答えが同じになるためにはどうしたらいいのかなみたいな、そんなことを考えたりしているところです。なるべく県内のそのアセスメントに格差をつくらないようにということ、それは一つ押さえながらやっていないといけないか

など思っていますので、そこはごっちゃにしないでいただけたらと思います。すみません。補足でした。

(尾崎部会長) ありがとうございます。よろしいでしょうかね。ほかの皆さん、御意見、山中さんどうですか。

(山中オブザーバー) ありがとうございます。僕のほうから2点ほどあります。1点、最初に聞きたいのは、中島さんにちょっと伺いたいですが、今後想定される中で、この就労選択のほうと、相談支援との絡みというのはどういったところが何か出てくるように想定がありますでしょうか。

(中島オブザーバー) はい。相談支援のことについて、いわゆる就労選択支援のサービスを利用するのに支給決定を受けるということになるんですね、だから、相談支援のほうに計画を作ってもらおうということもプロセスの中に新たに加わってきます。だから、そこで今モデルでやっているときに感じたことですが、そこで変に時間を食っちゃうんですね。それってやっぱり利用者の方に待ってくださいということになっちゃうので、なるべくそこをスピード上げるためには、どういう連携の仕方をしていったらいいのかなとか、その辺りでちょっと確認しながらやっているところです。

それで、一部の事業所の方にはお願いして、早くやってくださいとか、市町村に対しても早くやらないと利用者さんにしわが寄りますよみたいなことも言いながら、今やっているところですので、最終系としては、誰が何かそんなことを言わなくても、さっさというか、スムーズに選択支援の支給決定が受けられて、支援が受けられて、次のサービスなり就労なりに手際よくつながっていくという、そういう仕組みをつくらないといけないという、目標にやっているところです。だから、相談支援の方に対しても去年から今年にかけて3回ぐらいお話させてもらう場をつくって、同じようなことばかり言っているんですけども、少しずつ理解が広がっているような気はしています。まだまだですけど、はい。

(山中オブザーバー) ありがとうございます。特にA型なんかでいくと、収入に困って次に行きたいというときに、この就労選択も絡んでくるので、なるべくスムーズなところというところは念頭にも入れて体制的に整えていかなくてはいけないというところを感じました。それで、さっきの地域の格差とか、共通の認識をとるところですけども、やはり西部地区は結構こうやって相談支援のほうでも就労選択の情報がまだ下りてきやすい状況があるのかなっていうと、中島さんも西部におられて聞いたりすることがしやすい環境はあるけども、中部、東部のほうでも相談支援聞いていると、就労選択どんなもんだろうかというようなところで、結構疑問を感じておられる方もおられるようでしたので、そこら辺の情報がもうちょっと各圏域でも、つながればいいなというふうに考えております。

もう1点は、大森さんがさっき言うておられたように、やはりどこのA型、どこのB型とかというようにやっぱりある意味、偏りが行われるようであったりだとか、囲い込み、そこを入り口でして1者に流れていくようなことをやはり避けていくためにも、やはりちょっとB型全体、A型全体も就労選択のほうの事業所のほうに、どんな仕事内容があるのかとか、どういった取組を行っているかという情報がまずそこにちょっと集まるような仕組みが町の中であると、選択肢が

その先の御利用者様のほうに進めていく選択肢が増えるかなと、今ある情報弱者として、なかなか事業所で何をやっているのかとか、まだ伝わりにくい環境がまだこの町にあると思っていて、やはり事業所も作業内容を知るハードルが結構高いというふうにも考えています。なので、もうちょっとみんなのハンドブックの有効的活用も含めて、何かある程度もうちょっと情報がスムーズに横串を刺したような形で各事業のほうを進めていかななくてはなかなか実りがある取組になりにくいと思いますので、そこら辺は具体的に意識をされたほうがいいのかというふうに感じました。以上です。

**(眞野係長)** すみません。事務局から少し説明させていただきます。山中さんのあの2点目のお話ですね。おっしゃるとおりで、就労選択を行う上で、やはり就労選択、様々な選択肢を利用者さんに提示するという役割がありますので、当然その選択肢を示すに当たって、いろいろな情報を持っておかなければなりません。国のほうも就労選択支援を行う留意事項、通知の中でも関係機関の連携というところが就労選択支援の役割として定められておりますし、その関係機関の連絡を行う上で、そういった地域の資源の掘り起こしみたいなところも、就労選択支援として取り組んでくださいねというところがございます。

なので、就労選択を行う上で、そういった地域の資源の把握というところは、当然していただきたいですし、先ほどおっしゃっていただいたハンドブックであったり、そういった事業所のこういったところがあるのかとか、多分それよりも先にそもそもA型とか、B型とかがどういう仕事をしているのか、みたいなどの御案内みたいなところも大事なかなというふうに思っていますので、また、そういったところは県のほうでもちょっと取組のほう検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

**(尾崎部会長)** ありがとうございます。山中さんよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、皆さん、もしかしたらほかにも御意見があるかもしれませんが、ちょっとお時間のほうがあと30分になっておりまして、次の議事に移らせていただきたいと思います。では、事務局上田補佐様からお願いします。

**(上田課長補佐)** はい。障がい福祉課の上田と申します。よろしくお願いいいたします。資料のほうの皆様がページ番号6ページ資料2を御覧いただけますでしょうか。そうしましたら就労継続支援B型の総量規制の現状について御報告させていただきます。改めて1. 経緯等ということで説明させていただきます。

障がい者の就労継続支援B型事業所に係る総量規制につきましては、令和4年4月から指定申請に当たりまして、市町村は事業所から事業計画の提出、協議を受け、地域のニーズに沿った適切なサービス提供、適切な事業所運営の実現性等の視点から事業計画を評価した意見書に添付し、県は市町村の意見を尊重し、それらの実現性が低いと判断される場合には指定を行わないとする扱いとしました。

令和4年度にこの取扱いの下で申請相談があったんですけれども、米子市が意見書を作成しましたが、結果的に事業所が正式申請を行われませんでした。その際、米子市や鳥取県—自立支援協議会など関係者から質を評価する指標がない中、市町村が意見書を作成することは難しいとの御意見をいただきました。こうした声を踏まえまして、本鳥取県自立支援協議会に諮った上で、

県として質を評価する一定の指標を作成する方向で一致しまして、鳥取県自立支援協議会において複数回議論を重ねていただきまして、皆様から御意見をいただき、令和5年10月に評価指標を取りまとめ、市町村意見書の作成の際に御活用いただくため、市町村等に通知しました。これは質の評価を重視する現在の取扱いを、実効性を高めるものということで実施させていただいたところでございます。

続きまして、令和6年の申請状況ということで御報告させていただきます。これは評価指標を作成して以降、初めての指定審査が出た案件でございます。以下の1点について就労継続支援B型の事業所の開設、新規の申請があり、西部総合事務所において指定申請書と併せて提出された米子市の意見書、米子市の評価指標の確認等を経て以下の記載の判断により令和6年11月に指定を行ったところでございます。続きまして3番の就労継続支援B型事業所のサービスの質の確認に向けた実地指導について、令和6年度の実施状況について御報告させていただきます。西部圏域における総量規制と並行して、開設して間もない事業所等のサービスの質の確保のため、通常の実地指導に加えて随時実施しているものでございます。実地指導の指導方針につきましては、利用定員の充足率、利用者の確保に関する事、工賃の支払、賃金の向上に関する事、支援体制の充実、一般就労に向けた取組、虐待防止に関する事などを調査項目として実施しているものでございます。

実施結果につきまして報告させていただきます。令和6年度は4事業所の実地指導を実施いたしました。結果について主なものを簡単にまとめておりますので、主なものについて報告させていただきます。利用者の確保では、養護学校の実習の受入れ等で利用につながっているなどありました。ホームページやフェイスブックなど情報開示を行っているところがございます。県外からの移住者がホームページを見て利用を決定されたということでございます。続きまして、次のページを御覧いただけますでしょうか。工賃向上等ということで、製品の卸先を拡大しようと努めておられるところや、今後、白ネギ生産の拡大ということで、生産する土地を広げることで生産量を確保しようとしているところなどありました。支援体制等につきまして、作業班ごとに職員を配置し、支援の充実に努めているや、高齢化率が高く、今後の見通しが不安定などの状況がございました。一般就労に向けた取組といたしまして、一般就労を見据えた訓練を日頃から行っていて、製品の移動販売に利用者が積極的に行っているだとか、一般就労に向けて、障がいの特性に応じて作業を行えるような作業の分担になるようにしているなどございました。あと、改善を必要とする内容として、運営規程の虐待防止に関する一部表記の誤りがあるなどございました。その他といたしましては、作業の難易度等で割り振るのではなく、利用者の自立性を重視し、選択式で業務に取り組む体制を整えているや、利用者が全ての作業を行えるように自作の道具で工夫され、誰もが働きやすい環境を整えているというようなことがございました。簡単ではありますが、就労継続支援B型の総量規制の現状についての報告でございます。説明は以上でございます。

(尾崎部会長) はい、ありがとうございました。今の説明に対して御質問等ございますでしょうか。山中さんお願いします。

(山中オブザーバー) はい。今の、この実地指導のところでの、実施結果のところについての工

賃向上のところに関してなんですけども、何かやったことというよりかは、何か努めているとか、予定とか、今後の拡大とか、多分こういったところ、多分イエス、ノーというか、実際、何を実施してどう結果に結びついているかというところがないと、多分、こうやっていこうみたいな、広げていこうみたいなことは、どういうふうな形でも多分伝えられてしまうので、そこら辺の見解をちょっと伺いたいと思うんですけども。

(上田課長補佐) すみません。恐れ入りますけども、西部の県民福祉局の副局長、コメントいただければ助かりますけど、いかがでしょうか。

(福光西部県民福祉局副局長) はい。お世話になります。西部総合事務所県民福祉局の福光と申します。先ほど山中さんのほうからもありましたけども、工賃向上のため、一応こういう予定だとか、こういう計画があるとかっていうことで、どこも、向上させたいというような思いではおられるところかなと思いますけど、具体的に、じゃあ、この分野とか、こういう作業とかっていうところまでは、今回この調査ではなかなか明確なことが明らかにならなかったというところかなと思っております。

それで、今年度も、この事業計画調査は引き続きさせていただこうかと思っておりますので、ひとまずその中で、その具体的な計画があるなしですとか、そういう計画はありつつも、なかなか実際はうまくいってないということもあるんじゃないかなというふうにも思いますので、その辺の実態の把握といいますか、そういったところからさせていただけたらなというふうに考えております。すみません。ちょっと今、私のほうでお答えができるのはちょっとそういうことが今思いつきました。はい。

(山中オブザーバー) ありがとうございます。ぜひともこの実態調査というところでいくと、この効果測定ですね、この希望的観測だけ聞いて終わりじゃなくて、実際問題どうだったのかというところが反映していくと、とても有意義な内容になるかなと思いますので、そこら辺をよろしく願いいたします。特にA型とかになると、本当最低賃金がどんどん上がってっていく見込みが今後、国内情勢あるので、そういったとこを結構意識を図っていかないと、結構全国的には本当に9,000人解雇者が出たみたいな全国のニュースも出ていますけども、やはり結構ここら辺シビアなところだと感じています。農作業に関して面積広げたところで、この酷暑で、ただでさえ農家さんでもなかなか難しいところ、何か、じゃあ、本当に福祉施設でこの広げる計画というのが実態に沿った話なのかとか、やはり就労の面でそれぞれ課題があると思いますので、そういったところに着目して、報告などあがっていくととても周りの事業所にも生かされた報告になると思いますのでよろしく願いいたします。

(福光西部県民福祉局副局長) はい。御意見ありがとうございます。その辺着目して把握していきたいと思います。引き続きよろしく願いします。

(中島オブザーバー) 今の話は、そのA型からまたB型に移行するみたいな、そういう事業所も現れる可能性もある話だと思うので、しっかり規制の内容についてはしっかり把握しておいていただけたらと私も思います。それで、ちょっと私から1ついいですかね。今回、この自立支援協議会の中で総量規制を、議題に取り上げないといけないう話になった理由はちょっとよく分からないんですけども、たまたま私、総量規制に関して近頃の様子を見ていて、ちょっとこれ規

制になってないんじゃないかなっていうふうに思っていて、そもそも規制って何のためにやらないといけんかったのかなというところに立ち返って考えていけないんじゃないかなと思って、そういうこともちょっと言いたいなと思っていて、たまたま議題になったので、私のほうからも1つ意見を言わせていただきたいと思います。

それで経緯について説明いただきましたし、それに沿って今に至るまでの経過も話をしていたと思うんですけども、そもそも一番最初の議論のところで、私もその最初の議論は加わっていたわけですけども、その総量規制をするっていうのはいいんですけども、その中で新しいサービス、それから積極的に地域を変えてくれるようなサービスが立ち上がりにくくなるんじゃないか、規制することによってそういう弊害があるんじゃないかっていう議論もあって、それはそういう考え方もあるなと思っては聞いてたんですけども、ただ、その頃から私言っていたのは、質を評価するっていう話も含めてですけども、非常に難しいんですよね。その人によって、立場によって、そのものの考え方が違いますので、それを一律に評価することってなかなか難しいから、だから、こういう言い方すると失礼かもしれませんが、今の評価ってコンプライアンスが中心ですよ。だから、当然やってないといけないことをやってるかという評価をしてるような気がしてて、本当はそこじゃなくて、本当に利用者にもためになってるか、地域のためになってるかみたいな、その部分の質を評価しなくちゃいけないっていうふうにちょっと思っていて、ちょっとその評価基準にずれがあるっていうふうに、その当時も思っていましたし、今も思っているんですよ。

それで、私の言い方で言わせてもらおうと、大変申し訳ないんですけども、障がい福祉計画で必要な施設の数とか、その定員の数とかを定めるわけですよ。見込みというか、そういうことでしか過ぎないのかもしれませんが、一応自分たちの地域にはこれくらい、障害福祉サービスB型だったら何名ぐらいの定員枠が必要だということを議論して決めるわけですよ。だけど、それ以上を今はまだ必要ないんじゃないかっていうことで、その枠を超えたところについては規制をするっていうような、そういう話だと思うんですよ。要するに自分たちの地域のサービスを自分たちでグリップしておくっていうことだと思うんですよ。それで、それをやらずにどんどん放置しておく、立ち上げやすいサービスばかりが膨らんでいって、本当に必要な、誰もが必要だっと思うのに難しい事業っていうのは後回しになって、結局いつまでたっても地域の課題が解決しないなんてことが起きてくるんですよ。それで、そういうことにならないようにしっかりグリップしましょうっていう意味で、もう一旦数できちんと制限をかけていくっていうことがいいのではないのでしょうかと私は意見を言ったんですけども、そういう議論にはならなくて、残念ながらこういうことになったんですよ。

それで、今お話を聞きましたその令和6年ですかね、にあった指定については何か2か所手が挙がったっていうことを聞いていて、1か所は取り下げられたというようなこともお聞きしたんですけど、人づてに聞いた話なので、違っていたらごめんなさい。そういうふうにお聞きしました。その取り下げになった理由、取り下げられた理由っていうのも私はちょっと存じ上げないので、その辺りで多少情報が、話せる情報があるのであればちょっと聞いてみたいなっていうふうに思っているということ。また後でお願いします。

それで、そういう私の持論になるのかもしれませんが、一旦やっぱり障がい福祉計画等、この総量規制の数字っていうのがやっぱり整合性を持ってないという意味がないんじゃないかなっていうふうに思います。私、西部でその障がい福祉計画の策定委員長をやったこともありますけども、2回ぐらいやったんですけども、そういう中でもちゃんと議論ができなくて、そこ、ちゃんとしないといけないなというふうに思いながらいたんですよ。まだそのときはそんなに数が多くなかったんで、そんな切羽詰まった時期ではなかったんですけど、でも、今、例えば鳥取辺りのB型ってものすごく今増えてるような話も聞きます。それで、そういうところ規制がかからないで、どんどん特定のサービスだけが膨らんでいくということについては、ちょっとやはり考えて、もう一度考え直していかないといけないんじゃないかなというふうには思ってるという、そういう意見です。以上です。どなたかお答えください。

(尾崎部会長) よろしいですか。

(小林課長) はい。障がい福祉課小林でございます。中島さんからの意見は本当にありがとうございます。当初、総量規制を導入したときからよく御承知いただいているということですし、そのときにも意見を述べていただいたにもかかわらず、確かに一般的には総量規制と言えればやっぱり総量を規制するということなので、数を抑制しましょうということであるにもかかわらず、現状昨年の秋の時点で、また、新規指定が出てきてしまったという事実はありますし、それに続く形で今後も出てくる可能性、そこを危惧されているのももっともなことだと思います。

それで、米子、西部圏域というか、米子だけではなくて、ちょっと私が知っている限りでは、私、ちょうど8年前ぐらいに実は障がい福祉課に居たことがあって、そのときが8年前ですから2017年なんですけども、全県で120ぐらいだったんですね、B型、それが直近で今、瞬間風速で150人に実は全県で増えてまして、結構やっぱり増えているというふうなところはありますので、本当にその西部圏域だけの問題ではなくて、全県に関わるそこは大きな課題なのかなというふうに思っています。最終的にはサービスが過剰になって、定員が過剰になることで、それぞれの事業所の定員が充足されずに空きがあったりして、それこそ各事業所の何か経営に影響が出たりして、ひいては利用者の方の支援がよくなったりとか、そういうふうになっても困りますし、やっぱりちょっと特にそうですね、ちょっとうまく整理ができないですけど、米子市のその計画、障がい者プランの計画見込みに対して、今現状、定員がそれを上回っているという事実もあると思います。これ、ちょっと県の自立協で意見が出たということも、今日はちょっと米子市の担当の方が出席されてないので、ちょっと私も個別に米子市の障がい者支援課とも話をしてみたいと思いますし、ちょっと資料出した上で何を決めるということのプランのないまま、少し現状報告ということに今日のところは終始する形になってしまって、本当にちょっと歯切れのいい答えができないんですけども、しっかり課題として共有させていただきたいなというふうに、本当に感想ですけども、思いました。以上でございます。その他の皆様からも何か反応とか、こういう課題はどうだということがあれば御意見賜りたいと思います。長くなりました以上です。

(中島オブザーバー) 県民福祉局の方にさっき言った、取下げられた事業所も。

(小林課長) そうですね。はい、すみません。福光課長のほうからちょっとその2件実はあって取下げられたという経過があって、意見言える範囲でお願いしたいと思います。

(福光西部県民福祉局副局長) すみません。正直に言いますと、その取り下げられたっていう事案についてはちょっと私が聞き及んでいる範囲では取り下げられたというか、それ以降ちょっと断ち消えになったんじゃないかというふうな認識で、私はそれ以降の進捗はなかったというふうに把握をしているというのが実態です。ちょっとまた、改めてちょっとその辺の意見については調べてみたいと思います。申し訳ございません。

(尾崎部会長) 山中さんお願いします。

(山中オブザーバー) ちょっと今の総量規制に関してのところですけども、ちなみにこれ、米子のほう、こうやって取り組んでおりますが、じゃあ、今、巷でどういったことが動いているかっていうこと2点ほど参考までに伝えさせていただきたいと思います。南部町や境港では出せるからそこで出店したらいいっていうような話が出ていたりですね、結局、近隣の地域のほうでは開かれるからというような話で、商工会議所またはそういったほかの病院を退職されてから立ち上げたいっていう方がそういうふうには何かほかの地域で開けようみたいな話も出ているということは耳にしております。

もう一方、B型、総量規制かかって、僕、ある程度これ、ちょっと効果あったと思うんですね、どういったところでよくも悪くも反応が出たかという、めっちゃめっちゃA型が増えたんですよ。そして何が起こったかっていったら、A型でサービス管理責任者が辞めました、それで再度募集します。そのサービス管理責任者が、もうこの地域にいないで、もう募集しても来ません。休業です。いや、これって本当に地域、この社会福祉で働く資源が分散されて、現れた現象でもあると思います。先ほどは県のほうからも話ありましたが、定員数の半分もいってなければ、絶対にいい支援なんか、できるだけ給付費で、人件費で雇えないわけですよ。そういったことが、西部地区で起こっていますので、やはりこれは東部のほうでもそういった情報も共有しながら、そういった認識を持っていかないと、同じような轍を踏んでしまうのかなというところですよ。

これ南部町だとか、何だか日吉津村は事業所がそんなにないから、そこには出せるんじゃないかと。米子市も日吉津も地域的に当事者の方の圏域って、生活圈域一緒です。そういったことの話になっていますので、やはりそういったところもしっかりと認識は我々しておいた上で施策を、先ほど中島さんおっしゃったような計画に基づいた規制というところはちょっと考えていかないと、今みたいなことは起こるのかなって、本当にほかの生活介護、もっと必要とされるところに人員が回らずに、立ち上げやすい、働きやすいところばかりに固まっていくとそういったことにもなるし、いずれは地域の質の低下につながるもんだというふうに感じています。すみません。以上です。

(尾崎部会長) 貴重な意見をありがとうございました。ほかに御意見ございますでしょうか。

(福光西部県民福祉局副局長) 山中さんも御意見ありがとうございました。そういう米子が駄目だから周辺ならいいよっていうことが、果たして本来のこの総量規制の意義だったのかっていうところになると、ちょっと私自身も、ちょっとどうかなというふうに思いますし、一方で、中島さんも言われたんですけど、数だけで判断をして、本当でちょっと障がいのある方が働きやすいとか、そういった新しい取組できるとか、そういった事業所もという中身もちょっと見ていくとですね、非常にちょっと、実際、私自身も悩ましい部分はありますので、さっき県庁の小林課

長言われましたけど、その辺の実態また米子市なり私も一緒にちょっと調査のほう、入らせていただいて、ちょっと勉強してみたいと思いますので、また引き続きよろしくをお願いします。

(中島オブザーバー) すみません。そこのその新しいサービス云々というところには、1つちょっとアイデアがあるので、また相談させてください。よろしくをお願いします。

(福光西部県民福祉局副局長) こちらこそよろしくをお願いします。

(尾崎部会長) ありがとうございます。では、すみません。次に移らせていただきたいと思います。では、議事3で眞野さんのほうからお願いします。

(眞野係長) ありがとうございます。それでは以上で議事のほう1と2のほう終了いたしまして、それで、その他ということで、1のところでも少しお話をさせていただきました、今後のスケジュールということで、就労選択支援の関係で、また各圏域の意見を聞いた上で、また10月までにもう一度就労支援部会のほう、開催したいと思います。また、改めて具体的な日程調整のほうさせていただきますと思いますので、皆様、お忙しいところ恐縮ですが、また御協力いただきたいと思います。それで、そのほかの参加されている方から御意見等あればと思うんですけども、西部の福光副局長よろしいでしょうか。

(福光西部県民福祉局副局長) 続いてお世話になります。すみません。今回の会議とは全くちょっと関係がなくて、この場でふさわしくないかもしれないと思ってなんですけど、私自身がちょっと困っているというか、皆さんの力を借りたいなというのが、今日、大森さんとか山中さんとかおいでなんですけど、西部の自立支援協議会のほうで、就労継続支援事業所から就職された方に対して、一定の要件を満たせば就労移行体制支援加算というのがつくということなんですけども、他県ではちょっとそれを不適切にというような動きもあって、西部の中で私へのちょっと宿題ということで、それをうまく確認をする手段がないかというようなお話もいただいておまして、その辺またちょっと具体的には県庁さんのほうかなというふうに思いますけども、東部とか中部さんの様子もちょっと聞かせてもらいながら、何かいい方法がないかなというのをちょっと力になっていただけたらいいなという個人的なものに近いんですけど、お願いでございます。以上でございます。

(眞野係長) 鳥取県のほうからのお知らせは以上となります。では、その他は以上ということでよろしくをお願いいたします。

(尾崎部会長) すみません。では、本日の議事は全て終わったという形になります。いろいろちょっと今日だけで解決できるってところも少なかったかと思いますが、これからも議論していけたらいいなというふうに思いました。すみませんせっかく御出席いただいている皆さんのお声を聞かせていただけたらなと思っていたんですけども、なかなかちょっと振ることができなくて申し訳なかったんですけど、ぜひ、一言、例えば感想でもいいので、そういう方がおられましたらと思うんですけど、いかがでしょうか。じゃあ、琴の浦特別支援学校の笠井先生おられますか。

(笠井オブザーバー) はい。

(尾崎部会長) はい。すみません。就労選択支援が始まってなんですけど、高校さんのほうでの御様子などが、ちょっと教えていただけたらなと思ひまして。

(笠井オブザーバー) 本校、基本的に一般就労のほうを目指す生徒が主で、今、Bのほうに向か

うっていう子が3年生1名というところですが、また校長会のほうで、月に1度会もありますので、他校の様子も確認して行って、このアセスメントというか、今回のこの就労選択支援事業について、また、まとめていきたいなというふうに思っておりまし、情報のほうも、各校のほうに提供していこうと思っています。以上です。

（尾崎部会長）はい。ありがとうございました。それではそのほか、もし、皆さんのほうなければ事務局さんのほうにお返ししたいと思います。ありがとうございました。

（眞野係長）ありがとうございました。鳥取県障がい福祉課の眞野です。皆様、長時間にわたりました本日はありがとうございました。以上もちまして、鳥取県地域自立支援協議会の就労支援部会、終了とさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中、御参加いただきましてありがとうございました。以上で終了とさせていただきます。